

第3回 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福角会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画の策定を行っています。

1.計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2.次世代育成支援に関する計画項目及び内容

目標1：「保護者の働いているところを子どもが見ることができる『子ども参観日』の実施」

＜対策＞

- ・年1回程度、子どもの休み中（夏休み、冬休み等）に実施する。
- ・法人内広報誌等による職員への周知及び募集を行う。

目標2：「育児休業・介護休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う」

＜対策＞

- ・年1回程度、管理職や職員を対象に研修会を実施する。
- ・年に1人程度介護休業取得を行う。

第1回 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画

社会福祉法人 福角会は、女性職員の個性と能力が十分発揮できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画の策定を行っています。

1.計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2.女性活躍推進の取り組みに関する計画項目及び内容

目標：「監督職以上の職位における女性職員の比率を平成30年度末までに42%、平成32年度末までに45%にする。」

＜対策＞

- ・福角会が現在取り組んでいるキャリアパス制度・人事考課制度・研修制度を全職員に適正に活用して、人材育成を行います。
- ・平成28年度より女性職員を対象に結婚・出産・育児等を抱えた職員の仕事と家庭の両立やモチベーション向上のための支援を行う。

（内容）

- ・平成28年度末までに育児休業者職場復帰プログラムの見直しを行う。
- ・平成29年度より、育児休業中の職員と育児休業を取った職員との子育て座談会を実施する。
- ・平成30年度末までに、妊娠中も安心して働くことができるよう、妊娠中の職員が避けるべき業務と従事できる業務のマニュアル作成を行う。